

地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）

総 務 省

退職共済年金の支給開始年齢が平成 25 年度以降段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう地方公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、人事院の「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の趣旨、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律 78 号。以下「高年齢者雇用安定法改正法」という。）、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針（平成 24 年 3 月 23 日国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定。以下「国家公務員の基本方針」という。）の内容等も踏まえ、地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）を下記のとおり定める。

今後、この制度概要（案）に基づき、具体的な制度改革案を検討することとする。

記

- 1 民間企業において高年齢者雇用確保措置実施済企業の 82.6%が継続雇用制度により対応している現状、高年齢者雇用安定法改正法において継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に基づく制度の廃止等を措置していること、国家公務員の基本方針を踏まえ、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、当該職員を再任用職員として採用するものとする。

ただし、国家公務員の基本方針における「その者が最下位の職制上の段階の標準的官職（係員等）に係る標準職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合」に相当する場合には、任命権者は上記の義務を課されないものとする。

※ 継続雇用制度：現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度

- 2 1に基づく再任用期間の末日は、雇用と年金の接続が図られるよう、退職共済年金の支

給開始年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間において条例で定める日以前とすること。

※ 再任用期間の末日は、以下により退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに応じて、段階的に引き上げることとする。

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ 61歳

昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ 62歳

昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ 63歳

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ 64歳

昭和36年4月2日生まれ～ 65歳

3 任命権者は、1において再任用職員として採用される職員の任期について、1年を超えない範囲内で定めることとし、1ただし書の場合を除き、2の再任用期間の末日までの間、1年を超えない範囲内で更新するものとする。

※ 年度ごとに能力及び適性を確認し、1年間の任期を2の再任用期間の末日まで更新する運用を想定

4 現行の再任用に係る規定（地方公共団体の組合と構成団体間の再任用に係る規定を含む。）は存置するものとする。

5 特定警察職員等（地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号に規定する警部以下の警察官又は消防司令以下の消防吏員等をいう。）については、6年後から適用するものとする。

以上